南海トラフ地震に備えよう！

先着30世帯

～ご自宅の家具の固定をサポートします～

過去の大規模地震では、家具の転倒によって、たくさんの方が被害にあいました。
ご自分や大切な人の命を守るために、家具の転倒防止対策はとても重要です。
この機会に、「家具類固定サポート制度」をご利用ください！

詳細はこちら

家具や家電を固定していないと・・・

家具類の固定の効果

県の南海トラフ地震被害想定では、家具類の転倒・落下防止対策を行うことで **死傷者数を4分の1に軽減** できると想定されています。

「家具類固定サポート制度」はどんな制度？

家具の固定方法がわからない方や自分で固定作業ができない方のために
香川県防災士会の「家具類固定サポーター」がご家庭を訪問し
固定方法のアドバイスや固定器具の取付支援などを行う制度です。

実施スケジュール(予定)

①利用申請	~~【締切:7月31日(木)】~~ 期間延長により【締切:8月29日(金)】 先着30世帯 右記のQRコードを読み込み、申請フォームよりお申し込みください。 ※お電話(丸亀市危機管理課:0877-25-4006)でも受付可能です。
②日程調整	香川県防災士会から申請者に電話連絡をして、訪問日の調整などを行います。 ※家具類固定サポート制度事務局からお電話します。 ※申請状況により、ご連絡までにお時間を要する場合があります。
③事前診断	サポーターが家庭を訪問し、家具類の固定方法の診断を実施します。 サポーターと相談のうえ、固定する家具や固定方法を決めてください。
④器具調達	診断結果に基づき、サポーター及び販売業者により器具を手配します。 ご自身で取り付ける器具を購入される場合は、取付支援日までにご準備ください。 **※購入費の補助は、別途申請が必要です。詳細はHPまたは危機管理課までお問い合わせください。**
⑤取付支援	サポーターが家庭を訪問し、固定器具の取付サポートを実施します。

※スケジュールはあくまで目安であり、状況に応じて変更する可能性があります。
※事前連絡なく、サポーターが自宅をいきなり訪問することはありません。
本制度に関して、不審に思われる訪問や連絡があった場合には、丸亀市危機管理課にご確認ください。

【お問い合せ先】丸亀市危機管理課　TEL:0877-25-4006

令和6年度　家具類固定サポート制度　募集要項

【対象世帯】丸亀市内に住所を有する世帯で以下のいずれかに該当する世帯（1世帯1回限り）

〇65歳以上の高齢者のみの世帯

〇障がい者のみの世帯

〇障がい者と65歳以上の高齢者で構成する世帯

※障がい者とは、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者です。

【募集期間】~~令和7年7月31日(木)必着~~　期間延長により **8月29日(金)必着　先着30世帯**

【費　　用】無料　（器具の購入費用は、利用者負担となります）

【取付対象】たんす、食器棚、本棚、冷蔵庫、テレビなど合計4点まで

【申請方法】右記のQRコードを読み込み、申請フォームよりお申し込みください

※申請フォームが利用できない方は、丸亀市役所危機管理課窓口または
お電話（危機管理課：0877-25-4006）でも受付いたします。

申請フォーム

【注意事項】

〇 事前診断や取付支援の作業は無料ですが、転倒防止器具の購入費用は利用者の負担となります。
〇 申請者が建物の所有者でない場合は、建物の所有者又は管理者の承諾が必要です。
〇 円滑な作業のため、訪問前に、家具の周囲の整理をお願いします。
※片付けは本制度の支援対象外です。
〇 以下については、原則、支援の対象外とさせていただきます。
- ガラスへの飛散防止フィルムの貼付
- コンクリート、モルタル、タイル等へのビス固定
- ピアノ等、専門業者による作業が必要なもの
- 仏壇等、固定作業に特別な配慮が必要なもの

【お願い】

この制度は、「自分の命は自分で守る」という自助の意識向上を図るとともに、自分では家具類の固定器具の取付作業ができない方を手助けすることを目的としています。

また、サポーターは、地域の防災士の方々に、ボランティアに近い形で取り組んでいただいているものであり、家具の移動作業や家具内の収容物（食器等）の片付けなど、本制度の支援の範囲を超えたご要望についてはお受け致しかねますので、あらかじめご了承をお願いします。

自分で作業ができない方（高齢の方、障害のある方、病気やけがをされている方　等）は、サポーターが、取付作業まで支援をさせていただきますが、ご自分で作業ができる方は、サポーターからのアドバイスのもと、可能な限り、ご自分で作業を実施していただくようご協力をお願いします。

【家具類転倒防止器具の購入費用への補助について】

丸亀市では、家具転倒防止器具の購入費用の補助を行っています。（最大10,000円）
詳細については、丸亀市ホームページまたは危機管理課までお問い合わせください。
※器具の購入費の補助制度の利用には要件があります。
申請が予算額に達した時点で、受付を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【お問い合せ先】丸亀市危機管理課　TEL:0877-25-4006